

年度モニタリング(令和3年度)

施設名称	南部児童センター 根郷学童保育所外6学童保育所
施設概要	<p>○南部児童センター 所在地: 〒285-0806 千葉県佐倉市大篠塚1587番地(南部保健福祉センター内、複合施設) 施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積: 8,372㎡</p> <p>○根郷学童保育所 所在地: 〒285-0815 千葉県佐倉市城454番地(単独施設、根郷小学校敷地内) 施設構造: 木造、地上1階建 敷地面積: 26,572㎡</p> <p>○第二根郷学童保育所 所在地: 〒285-0815 千葉県佐倉市城454番地(根郷小学校内) 施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積: 26,572㎡</p> <p>○山王学童保育所 所在地: 〒285-0807 千葉県佐倉市山王1丁目44番 施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積: 29,023㎡</p> <p>○大崎台学童保育所 所在地: 〒285-0817千葉県佐倉市大崎台4丁目3番地2号(単独施設、根郷保育園敷地内) 施設構造: 木造、地上2階建 敷地面積: 2,800㎡</p> <p>○寺崎学童保育所 所在地: 〒285-0817 千葉県佐倉市大崎台4丁目4番1号(寺崎小学校内) 施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積: 28,497㎡</p> <p>○弥富学童保育所 所在地: 〒285-0072 千葉県佐倉市岩富町151番地 施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積: 1,147㎡</p> <p>○和田学童保育所所在地: 〒285-0065 千葉県佐倉市直弥59番地 施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積: 759㎡</p>
施設の設置目的	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。</p> <p>学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。</p>
指定管理者	社会福祉法人 愛光
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間)
委託料	635,400,000円 (令和3年度支払額 127,080,000円)
市所管課	こども支援部こども保育課
第三者	南部児童センター運営委員会

	A	A
	A	A
	A	A

②利用状況等分析

児童センター	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
延べ利用者数(人)	3,703	3,700	7,311	197.4%	197.6%

学童	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
利用料金収入(円)	16,826,750	20,021,500	19,834,500	117.9%	99.1%
減免件数(件)	104	—	80	76.9%	—
登録児童数/月 (根郷学童)	60	62	59	98.3%	95.2%
(第二根郷学童)	44	49	44	100.0%	89.8%
(山王学童)	32	39	36	112.5%	92.3%
(大崎台学童)	35	40	32	91.4%	80.0%
(寺崎学童)	62	65	69	111.3%	106.2%
(弥富学童)	18	18	19	105.6%	105.6%
(和田学童)	20	21	22	110.0%	104.8%

意見記述欄

指定管理者	<p>児童センターは、長引くコロナ禍で利用者数の制限を余儀なくされる状況ではありませんでしたが、子どもたちや母親の「児童センターであそびたい。」という、その一瞬の気持ちが満たされるよう、事前の予約がなくても直接来館し、利用できる開館体制をとってまいりました。感染症対策のためこれまで中止していたお誕生会、クリスマスイベントは、来館者の「密」を避けるため1週間程度の期間を設定するなどやり方を変え実施することで来館者の増加につながりました。</p> <p>過密状況が課題となっている学童保育所は、日々の実利用者数を加味し、可能な限り利用者の受け入れを行ってまいりました。</p>
佐倉市	<p>児童センターについては、感染症対策を行った上での事業実施等により、計画のおおよそ2倍の利用実績を上げることができました。</p> <p>学童保育所については計画通りの利用実績となっています。</p> <p>過密状態が課題となっている施設については、可能な限り早期に整備を進めてスムーズな運営が行えるよう協力していければと思います。</p>

③経営分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	61,557,574	61,557,574	61,557,574	100.0%	100.0%
支出(円)	55,921,179	64,835,049	61,558,306	110.1%	94.9%
収支(円) 〈収入-支出〉	5,636,395	-3,277,475	-732	0.0%	0.0%
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	54.2	48.2	49.7	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	16.3	15.4	14.5	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	15,102	17,523	8,420	55.8%	48.1%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	16,624	16,637	8,420	50.6%	50.6%

学童保育所	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	86,137,653	89,985,691	91,815,773	106.6%	102.0%
支出(円)	77,714,560	88,044,158	82,113,908	105.7%	93.3%
収支(円) 〈収入-支出〉	8,423,093	1,941,533	9,701,865	115.2%	499.7%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	19.5	28.7	27.8	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	90.4	78.8	83.5	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	1.2	6.3	5.7	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	286,769	290,575	292,220	101.9%	100.6%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	255,738	19,018	243,427	95.2%	1280.0%

全体	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	147,695,227	151,543,265	153,373,347	103.8%	101.2%
支出(円)	133,635,739	152,879,207	143,672,214	107.5%	94.0%
収支(円) 〈収入-支出〉	14,059,488	-1,335,942	9,701,133	69.0%	-726.2%

意見記述欄

指定管理者	<p>児童センター、学童保育所とも前年度に対しての支出増加内訳は感染症対策によるものが多くを占めております。職員は少しでも安心して安全な状態で子どもたちと接することができるよう、定期的にPCR検査を実施致しました。また、日々の消毒や除菌が効率的に行えるよう、殺菌庫や除菌ボックスを購入し、子どもたちに遊具を提供してまいりました。児童センターではさらに館内に光触媒による除菌脱臭機を設置し、感染症予防策を講じた環境を作りあげてきました。</p>
佐倉市	<p>前年度は事業の中止等で大幅に支出減となっておりましたが、令和3年度については概ね安定した経営及び運営が行えていたと思います。 今後も感染症対策や予定外の支出が出てくることが考えられます。大変な状況が続きますが、安定した運営を心がけ引き続き利用者が安心できる環境づくりを継続していただければと思います。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<ul style="list-style-type: none"> ●相談できる場所や環境の整備⇒情報の提供の場 ●不登校児等の掌握等 	<p>子育てコンシェルジュへの相談のほかに、平均して月に4～5件程度。保護者の定期来館が見受けられ、保護者の居場所づくりにもなっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども主体の活動の構築 	<p>コロナ禍になってから、小中高生の来館が、極端に少なくなっている。中高生の来館は少数にとどまっている。したがって、現在は計画を中断している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが遊びやすい環境の提供 	<p>ふたつきの透明プラスチックケースに整備。20SET完成し、実用化している。</p>

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
<ul style="list-style-type: none"> ●相談できる場所や環境の整備⇒情報の提供の場 総合相談センター(高齢・障害)にプラスして、気軽に相談できる場づくり(子育て相談) ○子育てに限定することなく、困りごとのよろず相談。～問題を抱え込むことなく、関係機関との連携で対応。話しやすい、相談しやすい場所の提供をめざす。Ex:家庭内の問題が子育てに影響を及ぼすことがある。⇒「母親の居場所づくり」 ●不登校児等の掌握等 	<p>○子育てコンシェルジュへの相談は、月1回程度、定期的に予約制で開設している。</p> <p>○子育てにかかわる家庭内の諸問題は、気軽に話すことのできるインストラクターが受け止めることができる。</p> <p>○難しいケースは、相談者の了解のもと、専門機関へつなげることによって、解決の道筋が早くつけることができる。</p> <p>○母親の気持ちが楽になることで、良い子育てへとつながることを期待している。</p> <p>○月平均4～5件程度</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども主体の活動の構築 ○子どもが主体的にあそびの企画を推進 児童の健全育成に関するサービス ○子どもの社会参加の促進⇒子ども参加型のセンター運営会議の実施(子どものことは子ども自身が決めていく)～スマイルクラブを中心に・・・ 	<p>○定期的に(仮称)「子どもフォーラム」を開催し、子どもが主体的にあそびの企画を推進していこうとするものである。</p> <p>○残念ながら、コロナ禍の影響で集会を開催することを自粛していることから、企画自体を見合わせている。</p> <p>○将来的には、子どもの代表が運営委員の一人として参画し、意見を述べる場を設けていきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが遊びやすい環境の提供 ○貸し出しするおもちゃを整理し、1SETずつ同じ形のケースに入れて保管し、貸し出しできるようにする。→キットの整備する 	<p>○おままごとやパズルなど、細かなパーツを1SETずつケースに整理しておくことで、保管しやすく貸し出ししやすい。また、子ども自らが簡単に片づけることもできる。</p> <p>○現在20SETほどが出来上がって活用している。</p>

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>○相談事業は、法人が事業展開している各部門に置いているが、これまで、子育て部門には整備されていなかった。子育てでの課題は、直接子どもにかかわる課題と、子どもを取り巻く環境等の課題がある。これまでは、子ども自身の課題にアプローチする相談機関は多くあったが、家庭の問題(夫婦関係・家族関係)や友だち関係など、母親が悩むケースは幅広い。母親の心の安定が、良い子育てへとつながるだろうとの思いから、「子育て相談」と称して、課題をピンポイントとすることなく「よろず相談」とした。相談場所も、はじめは特に改まった場所を設定することなく、心安く話しやすいインストラクターに立ち話で話すケースがほとんどである。インストラクターは、聞き役に徹し、すべてを受容することとしている。相談者は、自ら話しながら自問自答し、自ずと答えを出していくことが多く見受けられる。インストラクターは、受けた相談を持ち寄り、協議しながら次の来館時への対応を検討しておく。場合によっては、相談者の了解のもと、当法人が展開している総合相談センターにつなぎ、課題解決を図ったケースもあった。相談場所は、各地に設けられているが、「改めて相談」と構えて相談するより、何の気兼ねなく立ち話程度の愚痴のはけ口からスタートすることで、本音の相談となるケースが多くみられる。相談内容は、個別ファイルを作成し、個人情報保護のもと累加してある。</p> <p>○不登校児の「居場所づくり」も想定していたが、コロナ禍において来館者数が激減し、対応することなく現在に至っている。</p> <p>○子ども主体の活動の構築を推進していく、仮称「子どもフォーラム」は、計画を中断している。</p> <p>○「おもちゃキット」は現在20SETほど準備ができた。将来的には100SETを目標に配列し、自由に遊ぶことができるように整備する。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>法人のネットワークを活用し、様々な角度から相談にアプローチができる体制が整えられていると思います。専門機関との協力を今後も継続し、子どもだけでなく家族全体が安心して相談できる環境整備を継続していただきたいと思います。子ども主体の活動については、今後の感染状況を見ながら事業の再開を目指していただければと思います。</p>

⑤利用者満足度調査報告

(児童センター)実施方法等	調査票を「小学生・中学生」と「15歳以上(高校生・保護者等)」に分けて、調査を実施。 【配布】来館時に配布
回答数等	【回収】退館時に回収(後日回収も可) 小中学生42通, 15歳以上69通, 計111通
実施結果	概ね良好

回答者の意見等	対応策等
感染症対策がしっかりされている。初めてでも打ち解ける環境を作ってくれる。	館内消毒だけでなく、除菌消臭空気清浄機を設置するなどして、安全安心に見える形で整えてきました。
スタッフの方、みんな丁寧に優しい(初利用)く温かく迎えてくれる。とても感じが良くて気持ちがいい。	挨拶をはじめとして、来館者一人ひとりへの声掛けを実践してきました。
子どもが安全に楽しめる。のびのび遊べる。きれいで密にならずにあそべる。慣れ親しんだ場所で安心する。	人数制限の影響で、多少お待ちいただくことがあっても、来館したときに遊べるようにしました。
スタッフが付いていてくれる。工作ができる。絵本が読める。本がたくさんある。玩具が豊か。	除菌庫を設置し、来館者のニーズに応じて、いつでも玩具の貸し出しができるように整えてきました。
体育館が広くてきれい。明るく開放的で良い。明るい空間。駐車場がある。	closeしている時間帯の、徹底した清掃と除菌の成果だと思います。

(学童保育所)実施方法等	調査票を2021年11月1日現在の学童保育所登録児童の保護者および本人配布。月末までに、無記名・厳封した回答用紙を各学童で回収
回答数等	【保護者アンケート】家庭数235件中152件回答。回収率64. 7% 【本人アンケート】登録者数276名中174名回答。回収率63. 0%
実施結果	概ね良好
学校が休校になると学童も休所に。仕事で不在の家に留守番は心配で学童に預かってもらっているのに休所は困る。	コロナ感染症の罹患者が出た場合、印旛健康福祉センターの指示で必要資料を提出したのち、同センターの指示のもとに開所の決定をしている。感染拡大を防ぐために必要な措置と考えている。
臨時休所の際のまちコミの連絡で、休所後の経過等も連絡が欲しかった。当日、朝8時過ぎに開所と言われても通常は仕事の調整後となってしまうことが多いと思うので。	印旛健康福祉センターからの回答待ちの状態、経過等は現場では把握しきれなかった。開所の指示の後、一刻も早くとの思いで途中開所した。
仕事をしていることで子どもにも負担をかけているという思いもあるが、学童でも話を聞く友達や職員との関りが充実出来ていると感じ、安心している。	児童健全育成の観点と保護者の就労支援の双方の相反する満足度を高める方策は難しいものがあります。できることなら、子どもたちの代弁者でありたいと思います。
アレルギーのお子さんもいるので難しいと思うが、お菓子を用意してもらうことは可能か？高学年になるとあまりお菓子を食べないが、災害時と思いき、準備している。万が一のために乾パンやペットボトルの水を用意してもらえると安心だと思った。	各学童に、厨房設備がないので、「手作りおやつ」の提供はできない。市販の菓子類を購入しての配布となるが、それぞれが好きなおやつを持参していただいた方が、ニーズに沿っていると思われる。非常時対策として、簡易食糧および水は法人で貯蓄している
支援員の人数を増やしていただきたい。(個別のかかわりが十分であるように見えないので、支援員が大変そう)。有料でよいのでおやつ(栄養のあるもの)や、長期休暇中の昼食を提供してほしい。とりわけ夏休みお弁当の管理に不安があるので、強く望む。	おやつや弁当の購入についての要望は、調査の結果、安価で栄養価の高いもの、おいしくて子どものニーズに合った物とのことであった。

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>概ね良い評価を得たと思います。コロナ禍で感染対策を行いながらの学童運営は大変だと思う。働く親にとっては心強く、安心して預けられる場所となっている。学校が休校だからと言って学童も休みだと困る。保育園はやっているのに、休所ではなく、利用自粛に協力してほしい、又はどうしても無理な家庭のみなどといった声掛けをしてほしかった。というご意見に代表されるように、コロナ禍における子育てと仕事の狭間で、保護者の方も迷っていらっしゃるのがよくわかります。学校の臨時休校は受け入れられても、学童の臨時休所は受け入れがたいようです。職員も、コロナ感染症に罹患しないように最大限の注意を払うとともに、定期的に、全職員のPCR検査を実施してきました。限られたスペースでの保育ですので、日々三密を避けることは難しいですが、マスクと最大限パーティションを活用して、安全な保育を実践していきたいと思います。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>児童センターについては概ね良い評価が得られていると思います。学童運営については、各家庭の置かれた状況が様々であり、全ての世帯の要望に応じる対応をすることは困難であったと思います。その中でも少しでも多くの要望に対応できるよう、可能な限りの対応、運営を努力されていたと思います。新型コロナウイルス感染拡大の収束の見通しが見えない中大変だとは思いますが、今後も可能な限り要望に対応できる体制を維持していただければと思います。</p>

⑥総合評価

【令和3年度】
意見記述欄

指定管理者	2020年3月から、コロナ禍における対応を余儀なくされ、消毒等の安全策を講じながら、入場制限を行わざるを得ませんでした。指定管理 I 期目最終年度の入館者数がおおよそ3万2千名だったのに対し、コロナ禍における入館者数は、約1/5程度です。このような状況下で計画した事業計画は、ほとんど未実施ですが、新生児のママを対象とした「ゆりかごタイム」をいち早く再開し、好評を得ています。時に、法人の栄養士や保健センターの保健師の話などは、高いニーズがあります。とかく孤立しがちな方々が、この事業をとおして仲間関係を構築することにより、いわゆる「産後うつ」の解消に役立っています。残念ながら、未だ入場制限をせざるを得ない状況下で、すべての方々にご満足いただける状況には至りませんが、待機者を出している現状です。
佐倉市	長引くコロナ禍により、感染対策と施設運営を両立していくことはとても大変だったと思います。そのような状況下でも、法人のネットワークを活用した様々な相談対応や独自事業が実施されており、そのことが利用者の高い評価につながったのではないかと思います。今後も大変な状況が続くとは思いますが、多くの利用者の要望の応えることができる運営体制を継続していただければと思います。

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和3年度)

施設名称	佐倉市立南部児童センター 根郷学童保育所外6学童保育所	
評価者・団体	佐倉市立南部児童センター運営委員会	
業務点検シート		
評価	説明	
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。	
A (適格)	適格に実施されている。	
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。	
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。	
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。	
I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	S
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	S
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A

3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	S
総合評価		
<p>○一つひとつの項目をわかりやすいグラフで示しており、保護者の意見ももれおちなく全てそのまま提示されていることがよく分かりました。コロナが与えている影響を子どもたちの感想から知ることができました。多くの実績を知り、日々のご尽力に私のようなものが評価させていただき申し訳なく感じます。「必要不休」の思いが子どもと保護者の皆さんに伝わっていると思います。”休館となった日がなかった”児童センターの皆様 毎日本当にお疲れ様です。「案内表示板」検診の時に見させていただきます。</p> <p>○児童センター館内に除菌脱臭機が設置され感染症予防策にプラス。学童でアンケートを実施し、今後の運営に生かして欲しい。</p> <p>○緊急時の開所等、学童支援員は大変なことと思います。家庭で対応できない時も、子どもたちを預かってもらい、保護者から「助かります」の声は安心できます。</p> <p>○終りの見えないコロナ禍で本当に頭が下がります。子ども達のため、親御さんのため今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>○コロナの収束が見えない状況で児童センター、学童の運営に関して大変かと思われます。限られた状況で職員の皆さん、児童の皆さんが安心安全に活動出来る様に頑張ってくださいと思います。</p>		

別記様式3

指定期間中間モニタリング(令和3年度)

<p>施設名称</p>	<p>南部児童センター 根郷学童保育所外6学童保育所</p>
<p>施設概要</p>	<p>○南部児童センター 所在地:〒285-0806 千葉県佐倉市大篠塚1587番地(南部保健福祉センター内、複合施設) 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積:8,372㎡ ○根郷学童保育所 所在地:〒285-0815 千葉県佐倉市城454番地(単独施設、根郷小学校敷地内) 施設構造:木造、地上1階建 敷地面積:26,572㎡ ○第二根郷学童保育所 所在地:〒285-0815 千葉県佐倉市城454番地(根郷小学校内) 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積:26,572㎡ ○山王学童保育所 所在地:〒285-0807 千葉県佐倉市山王1丁目44番 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積:29,023㎡ ○大崎台学童保育所 所在地:〒285-0817千葉県佐倉市大崎台4丁目3番地2号(単独施設、根郷保育園敷地内) 施設構造:木造、地上2階建 敷地面積:2,800㎡ ○寺崎学童保育所 所在地:〒285-0817 千葉県佐倉市大崎台4丁目4番1号(寺崎小学校内) 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積:28,497㎡ ○弥富学童保育所 所在地:〒285-0072 千葉県佐倉市岩富町151番地 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積:1,147㎡ ○和田学童保育所所在地:〒285-0065 千葉県佐倉市直弥59番地 施設構造:鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積:759㎡</p>
<p>施設の設置目的</p>	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。 学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。</p>

指定管理者	社会福祉法人 愛光
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間)
委託料	639, 180, 742円 (令和3年度支払額 127, 080, 000円)
市所管課	こども支援部こども保育課
評価対象期間	平成31年4月1日から令和4年3月31日まで(3年間)

評価	説明
S (優良)	要求される水準を上回り、特に良い成果が認められる。
A (適格)	要求される水準を満たしている。
B (概ね適格)	要求される水準を満たしているが、一部問題点が認められる。
C (不適格)	要求される水準を下回り、問題点が認められる。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

1 項目別評価

(1) 公の施設の平等利用等に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
基本事項	関係法令等を理解し、遵守したか。	A	A
	必要な資格免許が取得されていたか。	A	A
平等利用	全体の事業内容に偏りはなかったか。	A	A
	特定の個人や団体が優遇されることはなかったか。	A	A
公共性	公の施設を運営するにふさわしい理念により運営していたか。	A	A
	現状分析・課題認識は適切であったか。	A	A
	公の施設の設置目的や市の施策を理解した事業内容であったか。	A	A
	管理運営における環境への配慮は十分であったか。	A	A
	利用者の要望や意見を把握し、的確に対応したか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>施設の管理運営および、事業の計画や実施状況など、担当課と連絡を密にしながら事業の推進に努めてきました。また、複合施設であるため、それぞれの事業所との連絡調整等を頻繁に実施することで、利用者が使いやすい施設運営に努めてきました。結果として、これまで利用者からのクレーム等はありませんでした。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<p>コロナ禍で、どの施設も利用者減の状況ですが、時に、駐車場が満車状態で、利用者に迷惑をおかけする事態がままありました。近隣の空き地を一時的に借用したり、乗り合わせや公共交通機関での来館をお願いしておりますが、それでも不十分な時があります。どの事業者も、利用効率を上げる努力をすればするほど窮地に追い込まれる現状です。利用者の利便性と事業の活性化が大きな課題と言えます。</p>			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<p>・複合施設ならではの連携力を活かし、利用者の要望に沿った適切な施設運営ができていると思われれます。</p>			

(2) 公の施設の効用発揮、経費縮減に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
効用発揮	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めることができたか。	A	A
	サービスの質の向上のための取り組みは効果的であったか。	A	A
	利用拡大の方策は効果的であったか。	A	A
	施設の情報発信は工夫されていたか。	A	A
	収支計画にのっとり、安定して経営できたか。	A	A
経費縮減	運営の効率化が効果的になされたか。	A	A
	予定外の収入減・経費増への対応は的確であったか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>コロナ禍であるため、事業を縮小せざるを得ませんでした。中でも、新生児親子を対象とした「ゆりかごタイム」は大変に好評で、卒業やキャンセル待ちが出るほどでした。特にコロナ禍であるため、「産後うつ」解消に大変に有効であったと思います。児童センターの臨時休館により光熱費等の支出減となった費用については、自動水栓への交換工事を行い、即効性をもって感染症対策のための動きをとりました。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<p>現在は、コロナ対策として、かかりまし経費は必要不可欠です。利用時間の制限や換気や空調などの環境を整えることによって、徐々に利用者数の上昇がみられるようになってきました。本来の公共施設の在り方のように、来たいときに来て、存分に楽しんでいただける施設でありたいと思います。</p>			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による事業の縮小が続く中、その中でも利用者のニーズに応じた内容を提供することができていると思われます。 ・支出減となった費用も感染対策のために利用し、運営の効率化も図られています。 			

(3) 公の施設の管理運営の安定性に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
物的能力	団体の経営が安定していて、施設管理を継続的・安定的に行うことができたか。	A	A
	施設の維持管理、備品の管理は適切に行われたか。	A	A
	安全管理・危機管理への取り組みは適切であったか。	A	A
	個人情報の保護、情報公開に対し十分配慮し、必要な措置を講じたか。	A	A
	第三者への委託や運営協力体制は適切であったか。	A	A
人的能力	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当であったか。	A	A
	適切な人員配置・勤務体制がとられていたか。	A	A
	人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされていたか。	A	A
	職員の教育研修体制は適当であったか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>南部保健福祉センターの施設の老朽化は否めませんが、児童センター内は照明をLED化しました。また一部のトイレの照明は自動点灯するように改善致しました。 地域に親しまれる施設でありたいとの思いから、共用スペースを活用して、地域の活動を紹介する書初め展や特別支援学級展示会、写真展などを開催しました。 職員一人ひとりが、少しでも安心で安全な状況で子どもたちと接することができるよう、定期的にPCR検査を実施致しています。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<p>コロナ禍において、人材確保や人材育成に多くの課題がありますが、最低賃金法に従って、毎年賃金の見直しを行ってきました。職員研修は、これまで研修テーマにしたがって講師を招聘し、研修会を開催してきたところですが、コロナ禍においては密集を避けることから、積極的に開催することは避けてきました。代わって、WEBによる研修を積極的に行うようにしています。また、これまでの日々の実践課題をQ&A形式で文書に整理し、全員に配布しました。</p>			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者視点に立ち、必要と思われる施設修繕を積極的に行っていると思われまます。 ・コロナ禍でもできる限りの研修環境を整えており、職員全体のスキルアップにも努めていると思えます。 			

(4) 公の施設の設置目的の達成に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
事業内容	【児童センター】 児童の成長過程に合わせた多様な事業内容が提案されているか。	A	A
配慮を要する児童への対応	【学童保育所】 配慮を要する児童(障害を有する児童等)への対応方針が適当であるか。(職員配置、研修体制等)	S	S
保育環境の向上	【学童保育所】 学童保育所の保育内容を向上させ、保護者との信頼関係を構築する提案がされているか。	S	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>児童センターにおいて、生活年齢に合わせた事業を日々展開してきました。乳幼児クラスにおいては、新生児クラスの「ゆりかごタイム」を週1回、就園前の幼児対象に「ひよこタイム」を毎日2回展開してきました。相談事業においては、子育てコンシェルジュとは別に、インストラクターの保育士としての専門性を活かし、保護者の悩みを解消すべく「子育てなんでも相談」を随時受け付け、個別カルテにまとめました。難しいケースについては抱え込むことなく、専門機関へつなげるなどの配慮をしてきました。小学生以上は、一人で来館しての入場が可能なことから、障害のあるお子さんも、一人で入館をしても可能な方は積極的に受け入れ、インストラクターがマンツーマンで対応してきました。</p> <p>学童保育所における配慮を要する児童は、これまで、毎年、大学から専門家を招聘して研修に取り組んできました。保育現場では主に、加配の職員が直接お子さんにアプローチし、保護者へは、当法人が運営する「障害者相談支援センターアシスト」の担当者がアプローチするなど、協働して対応しています。</p> <p>コロナ禍において、各学童の各部屋に、除菌消臭空気清浄機の配備をしました。土曜日の時間外保育を希望するご家庭には、独自事業として19時まで開所時間を延長し、ご利用いただくことを可能としています。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<p>コロナ禍において、来館者数の増員および、事業の拡張等は、控えざるを得ない状況でした。このような状況下でも、保護者のニーズに応えるべく、乳幼児を対象とした事業を毎日継続的展開することで、安定的な入館者数がありました。残念ながら、小学生以上を対象とした事業は、長期休業前に実施するなどして、子どもたちの要望に応えてきたところです。コロナ禍であっても、対応を工夫することで、短時間であっても満足度の高い事業が展開できたように思います。</p> <p>対応の難しい児童への対応は、法人がもっている機能を存分に発揮して対応することができたかと思えます。今後も、継続的に、新たな提案をしながら対応に当たっていきたいと思えます。</p> <p>毎年行っている保護者アンケート調査の結果において、概ね好評を得ているものと受け止めています。これに甘んじることなく、保護者や子どもたちのニーズにそって、新たな提案をしていきたいと思えます。</p>			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<p>・年齢に合わせた内容、保護者のニーズに沿った内容の事業を実施することができていると思われれます。コロナ禍で制限のある中でも工夫をして利用者の満足度を高めることができていることは素晴らしいと思えます。</p> <p>・配慮を要する児童への対応だけでなく、系列障害支援事業所との連携による保護者へのアプローチが行えるため、充実した受入れ体制が整備できていると思われれます。</p>			

(5)その他の取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
その他	障害者、高齢者の雇用や男女平等参画に対する配慮がなされたか。	A	A
	市民との協働による管理運営が行われたか。	A	A
	地域の活性化につながる取り組みがなされたか。	A	A
	地域雇用が行われたか。	A	A
	収益(剰余金)が有益に利用されたか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
<p>児童センターでは、小学生以上であれば付き添いがなくとも利用することができますが、例え障害があっても、可能な限り同様な対応をしています。また、年間計画に基づいて、まちづくり協議会と協働して、地域の清掃活動(ゴミゼロ運動)やまち協農園での活動をしてきました。児童センターの事業においても、計画的に子どもたちの活動と地域とのかつどうの融合を図ってきました。根郷地区社協や民生委員および児童委員・町会役員会などと協働して、子ども食堂や地域食堂を展開してきました。</p> <p>児童センターおよび学童保育所の全従事者の約65%は地域からの雇用です。また、約67%が50歳以上となっており、高齢者就労の一翼を担っているといえます。</p> <p>計画的な運用を進めている収益は、学童保育所の防災加工が劣化したすべてのカーテンの入れ替えや、災害用物品購入、また、企画事業の実施費用などに充当してまいりました。</p>			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
<p>地域の団体と協働する機会を多く創出して、子どもたちの健全育成に努めてきました。調査によると、南部地区の高齢化率が、どこも35%以上と高くなってきていることから、今後は、地域福祉センターと協働して、高齢者との世代間交流を活発にしていきたいと考えています。</p> <p>これまで剰余金の運用で大型バスを貸し切り、学童保育所外出旅行も実施してきましたが、今後は感染対策のためかたちを変えた企画事業の考案や、保育環境整備を重視するなど、支出内容を改めて検討する方向です。</p>			
評価の理由及び今後の課題(市)			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や団体との協働による管理運営及び地域貢献が積極的に行われていると思われます。 ・地域雇用も積極的に行われていると思います。今後も年齢や障害の有無等によることなく就労意欲のある方々の雇用を継続をしていただければと思います。 			

2 総合評価及び今後の課題

指定管理者	<p>新型コロナウイルスの影響による施設利用の制限や事業の中止等により、この3年間の利用実績はかなり減少しました。入館に際し、手指消毒の徹底、三密の回避など、基本的な感染防止策を第一として取り組んできました。また、児童センターにおける水道栓は、すべて自動水栓を設置するとともに、手洗いの洗剤も自動に改善しました。児童センターの各室および各学童保育所に除菌脱臭用の空気清浄機を配備しました。そして、可能な範囲での事業を展開し、引き続き居心地の良い環境保全に努めて参ります。</p> <p>学童保育所における住民サービスの一環として、すべての学童保育所において、土曜日の時間外保育を、平日と同様に19時まで行っています。また、根郷小学校区や寺崎小学校区が過密の状況を鑑み、比較的定員に余裕のある山王学童保育所において、一時預かりを実施しました。同小学校区においては、学童保育所の過密化から、待機者を出さざるを得ない状況です。今後とも、就労希望者は増えていくものと予想されることから、住民の希望に添える状況整備が急務かと思えます。</p>
市	<p>新型コロナウイルスに対する積極的な感染対策の実施が非常に評価できます。また、時間外保育の延長や過密解消のための一時預かりなど独自事業の実施も他にはない取り組みであると思われます。待機が発生している学童保育所の整備等、今後も課題は残りますが今後も協力しながら対応をしていきたいと思えます。</p>

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度：令和3年度

施設名：社会福祉法人 愛光

チェック項目		チェック結果
1 就業規則 （労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則		(以下規則)6条)
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則を作成し、届け出ている。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成しているが、届け出していない。 <input type="checkbox"/> 就業規則を作成していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が10人未満である。
2 労働条件等の明示 （法15条）		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働時間に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 明示している。 <input type="checkbox"/> 明示していない。 <input type="checkbox"/> 短時間労働者を雇用していない。
3 労働時間 （法32・34～36・39条等）		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 所定労働時間は、法定労働時間内である。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制を採用している。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	<input type="checkbox"/> 定めている。 <input type="checkbox"/> 定めていない。 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	<input checked="" type="checkbox"/> 算定している。 <input type="checkbox"/> 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適正に把握している。 <input type="checkbox"/> 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 適法に取得させている。 <input type="checkbox"/> 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせている。 <input type="checkbox"/> 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結している。 <input type="checkbox"/> 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 与えている。 <input type="checkbox"/> 与えていない。
4 賃金 （法24・37・最低賃金法4条等）		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 支払っている。 <input type="checkbox"/> 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿（法107～109条等）		
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 <input type="checkbox"/> 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 <input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 保存している。 <input type="checkbox"/> 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 聴いている。 <input type="checkbox"/> 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 通知している。 <input type="checkbox"/> 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 提出している。 <input type="checkbox"/> 提出していない。 <input type="checkbox"/> 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 周知している。 <input type="checkbox"/> 周知していない。
8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 行っている。 <input type="checkbox"/> 行っていない。